

福岡県特別支援教育推進プラン

～ 一人一人が輝く共生社会の実現を目指して ～

平成29年4月

福岡県教育委員会

目 次

第1章 総 論	1
1 策定の必要性	2
2 推進プランの内容	2
3 推進プランの期間	2
4 推進プランの基本的な考え方	4
5 推進プランの実施に当たって	5
第2章 各 論	7
第1節 連続性のある多様な学びの場における教育の充実（柱1）	
I 特別支援学校	
1 現状と課題	8
2 施策の方向	9
II 特別支援学級	
1 現状と課題	10
2 施策の方向	11
III 通級による指導	
1 現状と課題	12
2 施策の方向	13
IV 通常の学級	
1 現状と課題	14
2 施策の方向	15
V 一貫した継続性のある指導及び支援	
1 現状と課題	16
2 施策の方向	17

第2節 就学前における支援の充実（柱2）

1 現状と課題	18
2 施策の方向	19

第3節 卒業後の自立と社会参加を目指した支援の充実（柱3）

1 現状と課題	20
2 施策の方向	21

第4節 安全・安心かつ効果的に学べる教育環境の整備（柱4）

1 現状と課題	22
2 施策の方向	23

第5節 専門性の向上と支援体制の整備・充実（柱5）

1 現状と課題	24
2 施策の方向	25

用語解説	26
------	----

■施策・事業	29
--------	----

第1章

総論

第1章 総論

1 策定の必要性

特別支援教育については、我が国が平成26年1月に批准した「障害者の権利に関する条約」に掲げられた「インクルーシブ教育システム」¹の理念を踏まえ、全ての学校の全ての教職員によって障がいのある子供たちの自立と社会参加を推進していくことが一層強く求められています。このため、学校教育においては、就学前から学校卒業後までを見通し、一人一人の子供の障がいの状態や発達の段階に応じた指導・支援を行うため、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導、通常の学級といった連続した「多様な学びの場」を一層充実させていく必要があります。

こうした中、本県では、「県民幸福度日本一」への取組を更に加速させるため、新たな「福岡県総合計画」（平成29年度～平成33年度）を平成29年3月に策定しました。同計画の教育分野については、県が推し進める教育行政の指針となるものであり、教育基本法第17条第2項に定める本県の「教育振興基本計画」として位置付けられています。

なお、「教育振興基本計画」は、平成27年11月に知事が策定した「福岡県教育大綱（ふくおか未来人財育成ビジョン）」と同年12月に県教育委員会が策定した「福岡県学校教育振興プラン」の理念・施策を反映したものとなっています。

この「教育振興基本計画」では、「特別支援教育を推進するための中長期的計画を策定し着実に取組みを進めていく」ことが掲げられています。このため、ここに、今後の特別支援教育に係る施策の推進のための指針となる「福岡県特別支援教育推進プラン」（以下「推進プラン」という。）を策定するものです。

2 推進プランの内容

推進プランは、本県が目指す特別支援教育推進の理念と、その実現のために重点的に取り組む施策等を示すものです。これまでの取組の成果を踏まえ、今後も継続的に取り組んでいく既存の施策について発展充実の方向性を含めて整理するとともに、新たに取り組むべき施策の方向性について提示することとしています。

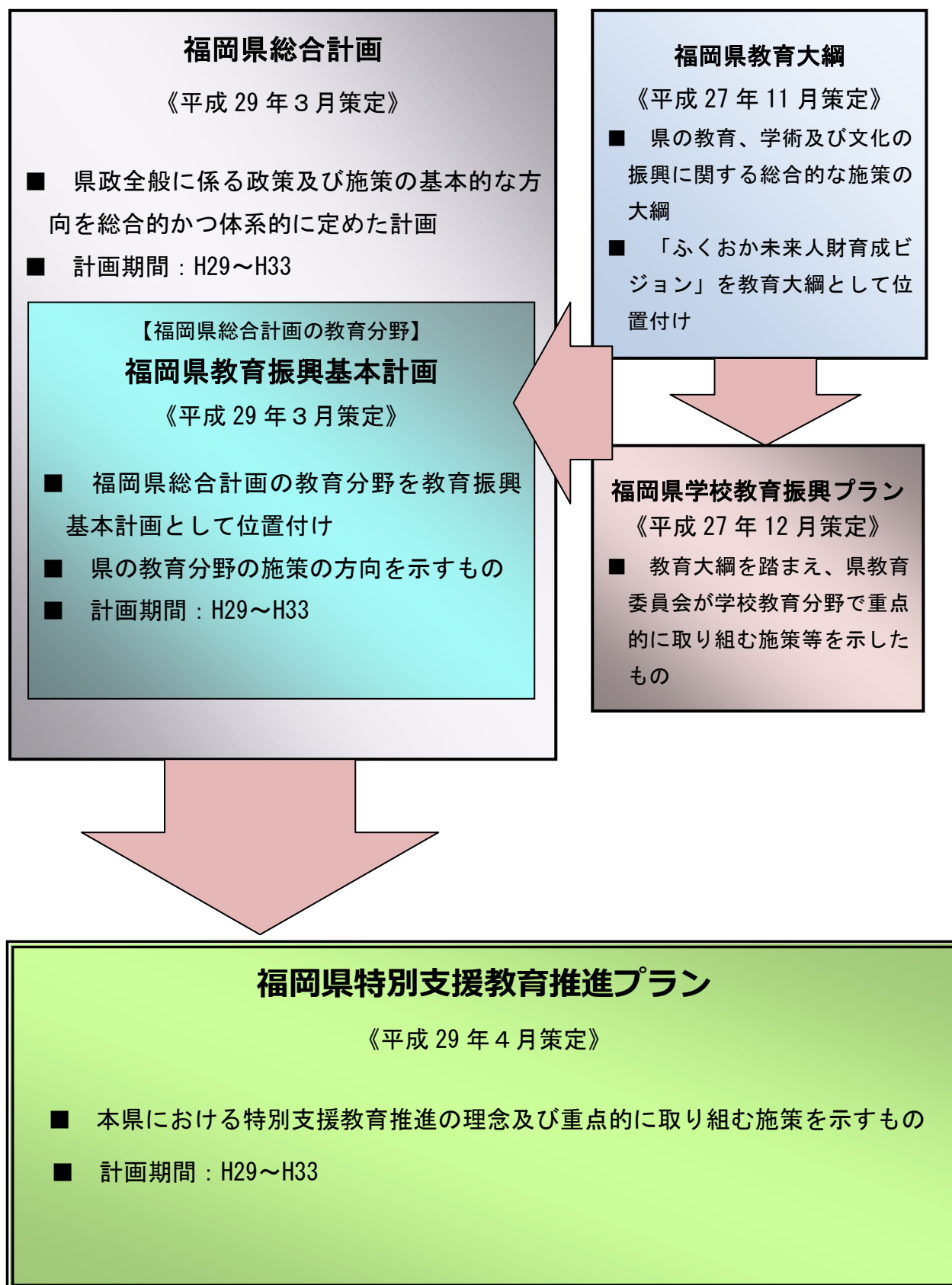
なお、ここには県教育委員会が実施する施策のほか、広域的な立場から市町村教育委員会を支援する施策や連携協力する知事部局における施策についても盛り込んでいます。

3 推進プランの期間

推進プランは、「福岡県教育振興基本計画」の計画期間に合わせ、平成29年度から平成33年度までの5か年を対象としています。

なお、特別支援教育を取り巻く社会情勢等の変化や、その他必要に応じて、計画の見直しを行うこととします。

◇ 推進プランの位置付け



4 推進プランの基本的な考え方

障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を認め合える共生社会の実現を目指すためには、「障害者の権利に関する条約」に基づくインクルーシブ教育システムの構築が不可欠であり、一人一人の教育的ニーズに応じて適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育を着実に推進していく必要があります。

県教育委員会では、本県における特別支援教育に関係する施策を推進していくに当たっての基本的な視点として、次の5つの柱を設定しました。

（柱1）連続性のある多様な学びの場における教育の充実

インクルーシブ教育システムを構築するためには、様々な教育的ニーズのある子供たちに対して、自立と社会参加を見据え、その時点で最も的確に應える指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。

障がいの状態や程度に応じて、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導、通常の学級といった連続性のある「多様な学びの場」を整備し、それぞれの場において子供が充実した時間を過ごしつつ「生きる力」を身に付けることのできる教育の充実を図ります。

（柱2）就学前における支援の充実

障がいのある子供に対しては、早期からその障がいに応じた適切な指導と必要な支援を行うことが重要です。また、その保護者や支援に関わる機関に対して専門的情報や支援に係る手立てを提供するとともに、早期からの支援を就学期に円滑に引き継いでいくことが必要です。

障がいのある子供に対する早期からの相談・支援、就学に係る支援、就学後の適切な教育と必要な支援の提供という一連の流れの中で、医療、保健、福祉、教育等の関係機関が相互に連携を図りながら、一貫した継続性のある支援の充実を図ります。

（柱3）卒業後の自立と社会参加を目指した支援の充実

障がいのある子供が、将来の進路を主体的に選択できるよう、子供の実態や進路希望等を的確に把握し、早い段階から進路指導の充実を図ることが大切です。特に学校教育段階においては、「鍛ほめ福岡メソッド」²を取り入れた指導等を通して、将来の自立と社会参加のために必要な基礎的基本的な能力の習得を図るとともに、卒業後の進路先に対して、これまでの支援内容を着実に引き継ぐことが重要です。

教育、労働、福祉等の関係機関が相互に連携し、障がいのある子供の進路希望実現に向けた取組の強化を図るとともに、確実な移行支援を図るための体制整備を進めます。

また、将来の社会参加の促進や余暇活動の充実を図るため、社会体験活動や集団活動、障がい者スポーツ等の機会の充実を図ります。

(柱4) 安全・安心かつ効果的に学べる教育環境の整備

障がいのある子供が安全・安心に学校生活を送り、障がいの種類と程度に応じた効果的な教育を展開するためには、適切な教育環境の整備が必要です。

このため、特別支援学校の在籍者数の増加に対応した受入体制の整備とともに、障がいの重度・重複化、多様化に対応した基礎的環境整備や合理的配慮³の提供、障がいのある子供が安全に学校生活を営むことができる教育環境の整備を推進します。

(柱5) 専門性の向上と支援体制の整備・充実

障がいのある子供一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を行うためには、特別支援教育に関する教職員の専門性の向上や、地域や各学校における特別支援教育推進体制の整備・充実が必要です。

特別支援教育に係る専門性を有する人材の確保、教職員研修の充実、特別支援学校教諭免許状取得の促進等により個々の教職員の専門性の向上を図るとともに、管理職のリーダーシップによる校内支援体制の整備、特別支援教育のセンター的機能⁴の充実と活用促進、医療、保健、福祉、労働等専門機関との連携や外部専門家の活用等による「チーム学校」としての取組の強化を図ることにより、組織としての専門性の向上に努めます。

5 推進プランの実施に当たって

(1) 推進体制

障がいのある子供の自立と社会参加に向けた主体的な取組を一貫して支援するため、関係者間の連携・協力を密にし、効果的かつ総合的に施策の推進を図ります。

①市町村との連携・協働

市町村（学校組合）教育委員会の現状とニーズの的確な把握に努めるとともに、必要な支援を行いつつ、全県的な特別支援教育の推進に向けて、連携・協働して取り組みます。

②知事部局との連携強化

乳幼児期、学校卒業後、学校外活動等について、県教育委員会内部での連携はもとより、医療、保健、福祉、労働等の各分野に関わる知事部局とも積極的に連携して取り組みます。

③家庭・地域・企業等との連携・協働

教育委員会や学校だけでは解決できない課題に対応するため、家庭・地域・企業等との連携を図り、様々な教育的資源を活用した施策を積極的に展開します。

(2) 点検・評価

特別支援教育推進に関する施策については、推進プランの策定趣旨を踏まえ、年度ごとに点検・評価を行い、次年度の施策に生かします。

第2章

各 論

第2章 各論

第1節 連続性のある多様な学びの場における教育の充実（柱1）

I 特別支援学校

1 現状と課題

特別支援学校は、学校教育法第72条の規定により、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者（身体虚弱者を含む。）に対する教育を行う学校です。

複数の障がい種に対応した特別支援学校の創設など、改正学校教育法が施行された平成19年以降、特別支援学校の在り方は大きく変容しています。特別支援学校における教育は、関係法令の改正や国の特別支援教育制度の進展とともに内容の充実が図られてきました。

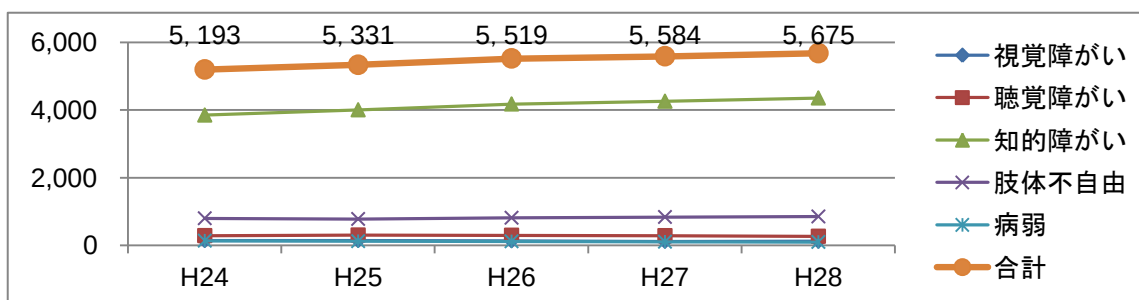
本県では特別支援学校の在籍者が増加する傾向にあり、特に知的障がいのある児童生徒が増えています。障がいが重度・重複化する一方で、障がいの程度が比較的軽度な幼児児童生徒も増加するなど多様化が進んできており、一人一人の実態に応じた適切な対応が課題となっています。

また、推進プランの基本的な考え方に示したとおり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を認め合える共生社会の実現を目指すことが重要です。障がいのある幼児児童生徒が、将来地域において自立し社会参加するためにも、交流及び共同学習の内容の充実やその推進が課題となっています。

さらに、特別支援学校は小・中・高等学校等の要請に応じて、障がいのある幼児児童生徒への教育に関する助言又は援助を行う特別支援教育のセンター的機能を担うことが求められており、その一層の充実を図ることが課題となっています。

■ 本県特別支援学校在籍者数（障がい種別）の推移（人）

障がい種別	H24	H25	H26	H27	H28
視覚障がい	138	140	130	115	118
聴覚障がい	282	299	293	280	263
知的障がい	3,845	4,000	4,172	4,254	4,350
肢体不自由	795	774	811	833	848
病弱	133	118	113	102	96
合計	5,193	5,331	5,519	5,584	5,675



出典：福岡県教育委員会「特別支援教育資料」

2 施策の方向

(1) 一人一人の実態に応じた指導の充実

幼児児童生徒一人一人の障がいの状態や発達段階等に応じた適切な指導を行うため、個別の教育支援計画に基づいた合理的配慮の提供、個別の指導計画に基づく個性の伸長を図るための指導及び障がいの多様化に対応した適切かつ効果的な指導の充実、R・V・P・D・C・Aサイクル⁵に基づくカリキュラム・マネジメント⁶及び授業改善を進めます。

【主な施策・事業】

- ・ 特別支援学校教育課程実践交流会（義務教育課）
- ・ 福岡県重点課題研究指定・委嘱事業（義務教育課）

(2) 障がいの重度・重複化に対応した指導の充実

幼児児童生徒の障がいの重度・重複化に対応した適切な指導を行うため、教員の専門性の向上を図るとともに、各障がい種に対応した総合的な支援機能としての特別支援学校ネットワークの充実と活用を図ります。

たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが必要な幼児児童生徒に対しては、看護職員等の適切な配置による医療的ケアの実施など、安全な環境での指導の充実に努めます。

また、各障がい種に関する更なる専門性の向上を図るため、教育センターにおける専門研修講座の受講を奨励します。

【主な施策・事業】

- ・ 県立特別支援学校間ネットワークの充実・活用（義務教育課）
- ・ 特別支援学校医療的ケア体制整備事業（義務教育課）
- ・ 専門研修講座の開設（教育センター）

(3) 交流及び共同学習の推進

幼児児童生徒の社会性を養い、豊かな人間性を育てるため、様々な形態の交流及び共同学習を推進します。特に、障がいのある児童生徒が地域において自立し社会参加するために、居住地にある小・中学校における交流及び共同学習を推進します。

【主な施策・事業】

- ・ 学校間交流、地域交流（義務教育課）
- ・ 居住地校交流（義務教育課）

(4) 地域における特別支援教育のセンター的機能の充実

小・中・高等学校等や保護者にとって身近な相談機関として、障がいのある幼児児童生徒の相談・支援、教員への支援、研修への協力等、センター的機能の一層の充実を図ります。また、地域の要請に適切に対応できるよう、地域に向けた情報発信や教員の専門性のさらなる向上に努めます。

【主な施策・事業】

- ・ 県立特別支援学校間ネットワークの充実・活用（義務教育課）
- ・ 特別支援学校のセンター的機能充実に係る指定研究（義務教育課、教職員課）

Ⅱ 特別支援学級

1 現状と課題

特別支援学級は、学校教育法第81条第2項の規定等により、知的障害者、肢体不自由者、身体虚弱者、弱視者、難聴者、又は言語障害者、自閉症・情緒障害者を対象とする学級です。全国的に特別支援学級の設置数と在籍する児童生徒数は近年増加し続けており、中でも知的障がいと自閉症・情緒障がいの特別支援学級が大半を占める現状があります。

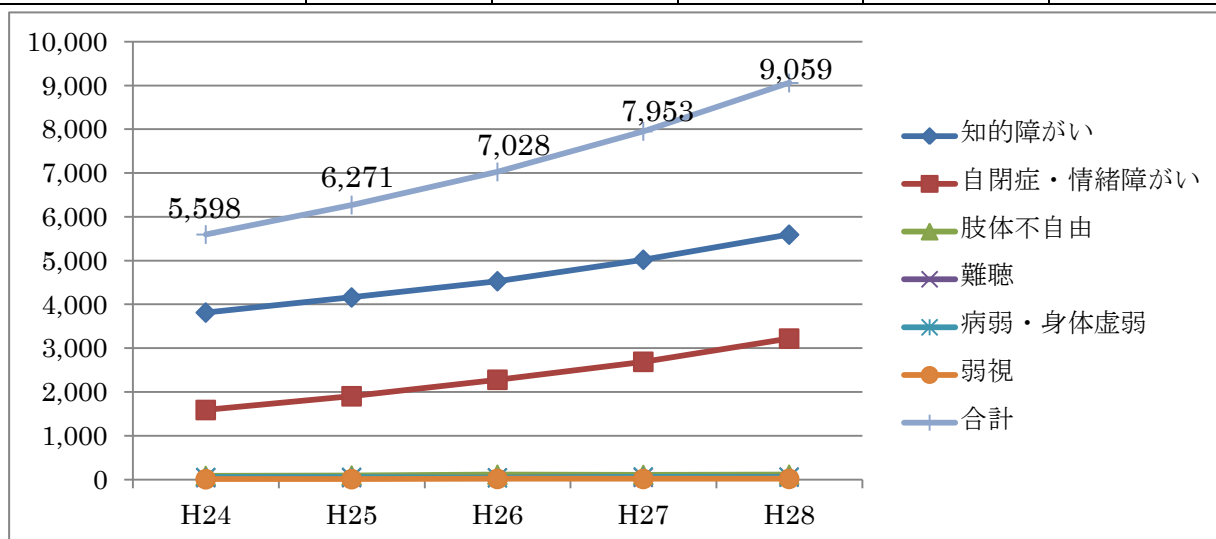
本県においても、特別支援学級に在籍する児童生徒が著しく増加する中で、特別支援学級在籍者全体に対する知的障がいと自閉症・情緒障がいを合わせた割合は約97%となっています。

現在、特別支援学級には、複数の障がいを併せ有する児童生徒も多く在籍しており、一人一人のニーズに応じた指導の充実が課題となっています。このような特別支援学級では、異なる学年の多様な児童生徒に対し弾力的に教育課程を編成しなければならず、担当する教員には、一人一人の実態を適切に把握する力やカリキュラム・マネジメントの力、個別の教育支援計画及び個別の指導計画に基づく個々のニーズに応じた指導を行う力が求められています。

さらに、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育においては、特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習の機会の設定や内容の充実が特に重要となっています。

■ 本県小・中学校における特別支援学級在籍者数（設置区分別）の推移（人）

障がい種別	年 度	H24	H25	H26	H27	H28
知的障がい		3,815	4,161	4,532	5,022	5,594
自閉症・情緒障がい		1,591	1,904	2,281	2,691	3,221
肢体不自由		85	93	112	108	113
難聴		44	44	43	50	60
病弱・身体虚弱		53	57	43	66	53
弱視		10	12	17	16	18
合計		5,598	6,271	7,028	7,953	9,059



資料：福岡県教育委員会「特別支援教育資料」

2 施策の方向

(1) 学級の実態に応じた適切な教育課程の編成

知的障がい特別支援学級や自閉症・情緒障がい特別支援学級などに在籍する多様な児童生徒への指導の充実を図るため、教育課程実践交流会や学校訪問等を通して、各特別支援学級の実態に応じた適切な教育課程の編成に努めます。

【主な施策・事業】

- ・ 特別支援学級教育課程実践交流会（義務教育課）
- ・ 特別支援学級設置校訪問（義務教育課）

(2) 一人一人の障がいの状態や発達の段階に応じた個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用

一人一人の障がいの状態や発達の段階に応じた適切な指導及び必要な支援、合理的配慮の提供を行うため、特別支援学級に在籍する全ての児童生徒に対して、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用を図ります。

【主な施策・事業】

- ・ 特別支援学級教育課程実践交流会（義務教育課）
- ・ 特別支援学級設置校訪問（義務教育課）
- ・ 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の新様式例の周知（義務教育課）

(3) 交流及び共同学習の充実

障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が可能な限り共に学ぶとともに互いに理解し合うことができるようにするため、交流及び共同学習を一層推進します。特に、特別支援学級の児童生徒と通常の学級の児童生徒との交流及び共同学習においては、双方において目的や教育課程上の位置付けを明確にし、相互に教育効果が高まるよう、その充実を図ります。

【主な施策・事業】

- ・ 特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習（義務教育課）
- ・ 特別支援学級教育課程実践交流会（義務教育課）
- ・ 特別支援学級設置校訪問（義務教育課）

(4) 特別支援学級における指導の充実

特別支援学級を担当する教員に対して、障がいのある児童生徒や特別支援教育への理解と認識を深めるなど専門的指導力の向上を図るため、計画的に研修会を実施します。

さらに、特別支援学級担当教員のカリキュラム・マネジメント力などの向上を図り、地域における特別支援教育推進の中核となる人材の育成を進めます。

また、担当教員の特別支援学校教諭免許状の保有率向上を目指すとともに、各障がい種に関する専門性の向上を図るため、教育センターにおける専門研修講座の受講を奨励します。

【主な施策・事業】

- ・ 特別支援学級新任担当教員研修会（義務教育課）
- ・ 特別支援学級教育課程実践交流会（義務教育課）
- ・ 専門研修講座の開設（教育センター）

Ⅲ 通級による指導

1 現状と課題

全国において、通級による指導⁷を受けている児童生徒は近年著しく増加しており、制度化当初から対象者数が多かった言語障がいに加え、平成18年度から対象となったLD・ADHD等の発達障がいを対象とするものが急増しています。しかし、平成26年度の国立特別支援教育総合研究所の調査では、地域によっては通級による指導の場が不足していること、必要とする児童生徒が在籍していても通級による指導を十分に活用できていない状況であることが明らかとなりました。

こうした中、本県においても近年、LD・ADHDを中心に通級による指導を必要とする児童生徒が増加しており、通級による指導の場の拡充を図ることが課題となっています。なお、学校教育法施行規則に定める指導の形態としては、自校通級と他校通級がありますが、児童生徒の多様なニーズや地域の実態等に応じて教員による巡回指導を取り入れている地域もあります。

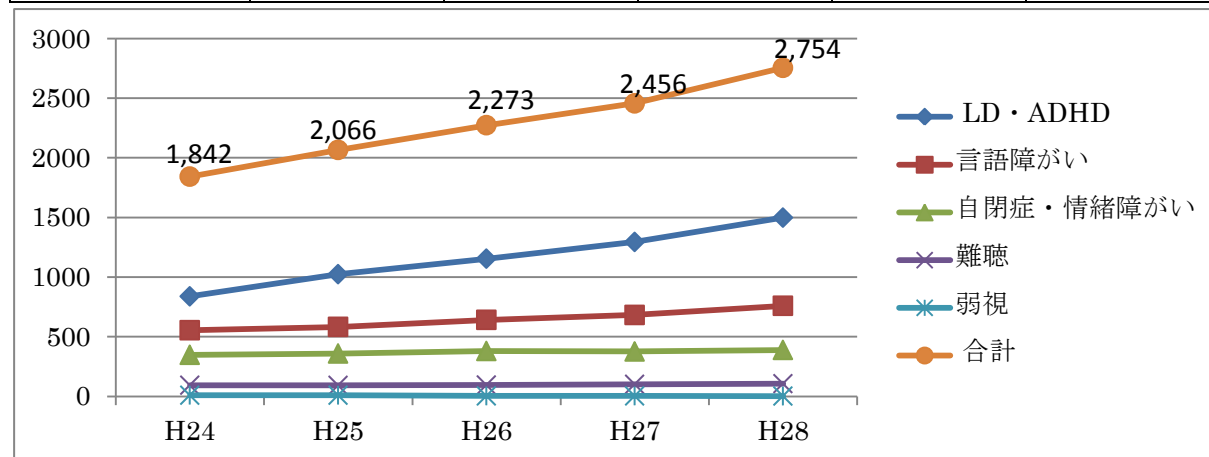
通級指導教室及び担当教員の増加に伴い、児童生徒の実態把握や個に応じた自立活動の指導など専門的指導力の向上が大きな課題となっています。

また、通級による指導の効果を高めるためには、児童生徒が在籍する通常の学級の担任及び教科担任の協力が不可欠であり、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を活用した在籍学級との連携も課題となっています。

さらに、平成30年度からの高等学校における通級による指導の制度化に向けての対応も急務となっています。

■ 本県小・中学校において通級による指導を受けている児童生徒数（設置区分別）の推移（人）

障がい種別	年度	H24	H25	H26	H27	H28
LD・ADHD		838	1,024	1,154	1,294	1,498
言語障がい		554	582	641	682	759
自閉症・情緒障がい		348	359	380	376	389
難聴		93	92	95	101	106
弱視		9	9	3	3	2
合計		1,842	2,066	2,273	2,456	2,754



資料：福岡県教育委員会「特別支援教育資料」

2 施策の方向

(1) 通級による指導の場の拡充

通級による指導を必要とする児童生徒の増加に対応するため、通級による指導の場の拡充を図ります。具体的には、通級指導教室が設置されていない町村について、その実態と設置要望を踏まえ、優先的に教員配置を行います。併せて、市町村間で連携した教員巡回方式を導入することにより、未設置市町村における通級による指導の場の確保を図ります。

また、教員巡回方式の効果等を周知し、児童生徒のニーズや地域の実態等に応じた適切な通級による指導を推進します。

【主な施策・事業】

- ・通級による指導の形態についての周知（義務教育課、教職員課）
- ・通級指導教室未設置市町村への優先配置（義務教育課、教職員課）**新規**

(2) 在籍学級等との連携を図る個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用

通級による指導担当教員と学級担任等が、通級による指導を受けている児童生徒の実態や到達目標、指導内容、指導方法などについて情報を共有し、連携して指導できるようにするため、通級による指導を受けている全ての児童生徒に対して、合理的配慮の提供を含む個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成・活用を図ります。

【主な施策・事業】

- ・通級による指導教育課程実践交流会（義務教育課）
- ・通級指導教室設置校訪問（義務教育課）

(3) 高等学校における通級による指導の制度化への対応

通級による指導を必要とする生徒に対して、小・中学校からの一貫した支援を行うため、教育課程、指導内容、実施形態等の検討や、担当教員の育成等を進め、高等学校における通級による指導の取組を推進します。

【主な施策・事業】

- ・通級担当教員の配置（高校教育課）**新規**
- ・在籍学級支援員の配置（高校教育課）**新規**
- ・通級による指導新任担当教員研修会（高校教育課）**新規**
- ・在籍学級担任及び通級担当教員による合同研修会（高校教育課）**新規**

(4) 通級による指導の充実

障がいに関する専門的知識・指導力に加え、関係機関との連携や進路に関する知識・情報など幅広い専門性の向上を図るため、計画的な研修を実施します。

さらに、通級による指導担当教員のカリキュラム・マネジメント力などの向上を図り、地域における特別支援教育推進の中核となる人材の育成に努めます。

また、担当教員の特別支援学校教諭免許状の保有率向上を目指すとともに、各障がい種に関する専門性の向上を図るため、教育センターにおける専門研修講座の受講を奨励します。

【主な施策・事業】

- ・通級による指導新任担当教員研修会、教育課程実践交流会（義務教育課）
- ・地域における特別支援教育推進教員の育成・活用（義務教育課）**新規**
- ・専門研修講座の開設（教育センター）

IV 通常の学級

1 現状と課題

平成24年度に文部科学省が全国の小・中学校を対象に実施した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」において、学習面と行動面に著しい困難を有する児童生徒が、全体の6.5%程度在籍していることが明らかになりました。これらの児童生徒の実態は、通級による指導を必要とする者から、適切な配慮があれば通常の学級のみでの指導が可能な者まで様々です。高等学校についても、文部科学省行政説明資料「発達障害等困難のある生徒の中学校卒業後における進路に関する分析結果概要（平成21年3月時点）」によれば、発達障がい等により困難さのある生徒が約2.2%在籍していることが示されています。このように、通常の学級には特別な支援を必要とする児童生徒が一定数在籍しており、個々の困難さへの対応として、児童生徒理解に基づく、学習面・生徒指導面の適切な対応が喫緊の課題となっています。

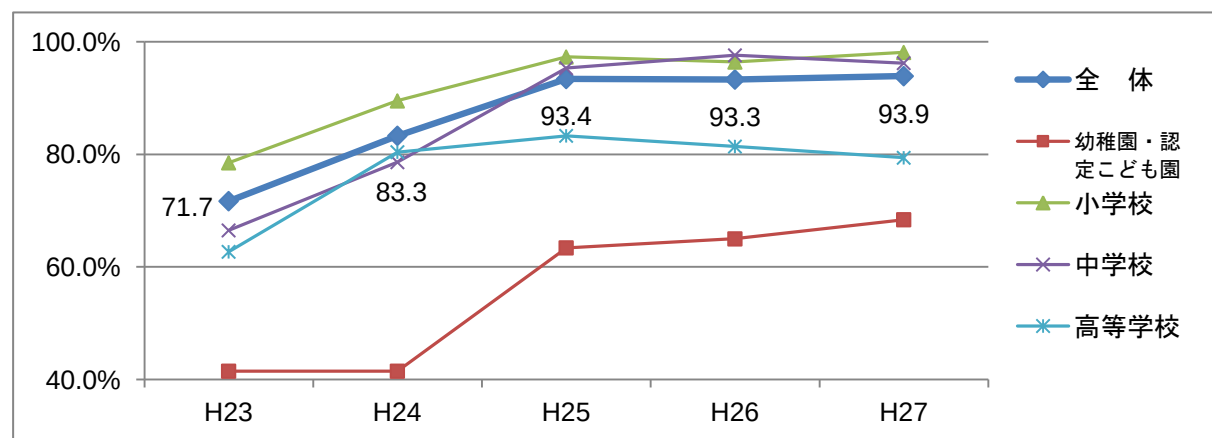
こうした中、本県では、各学校における特別支援教育の推進体制の整備に取り組んできたことにより、校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名、学校における個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成などが進みつつあります。

今後は、学校全体での組織的な対応や特別な支援を必要とする児童生徒一人一人に対しての個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用、児童生徒理解の一層の推進、通常の学級における指導の更なる充実などが課題として挙げられます。

■ 個別の教育支援計画の作成率の推移（％）

個別の教育支援計画を作成している又は年度内に作成する予定がある学校の割合。

区 分	年 度	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27
幼稚園・認定こども園		41.5	41.5	63.4	65.0	68.4
小学校		78.5	89.5	97.3	96.4	98.1
中学校		66.5	78.6	95.3	97.6	96.2
高等学校		62.7	80.4	83.3	81.4	79.4
全 体		71.7	83.3	93.4	93.3	93.9



※政令市立及び国立の学校の在籍者を除く。

資料：文部科学省「特別支援教育体制整備調査」

2 施策の方向

(1) 学校全体で組織的に対応する特別支援教育推進体制の確立

学級担任などの特定の教員だけでなく、学校全体で組織的に特別な教育的支援が必要な児童生徒への教育に取り組むため、管理職のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターの活用、校内委員会の活性化など校内体制の充実を図ります。

また、通常の学級に在籍する発達障がいや言語障がい、視覚障がい、聴覚障がいなどのある児童生徒への正しい理解に基づく適切な指導及び必要な支援を図るため、研修会における各種障がい等に関する内容の設定など理解啓発の取組を推進します。

【主な施策・事業】

- ・小・中学校校長（副校長・教頭）特別支援教育研修（義務教育課）
- ・特別支援教育コーディネーター研修会（義務教育課、高校教育課）
- ・中堅教諭等資質向上研修（小・中・特別支援学校10年経験者研修）（義務教育課）

(2) 個別のニーズに応じた個別的教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用

特別な教育的支援を必要とする児童生徒のニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行うため、当該児童生徒に対する合理的配慮の提供を含む個別的教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用を進めます。

【主な施策・事業】

- ・小・中学校校長（副校長・教頭）特別支援教育研修（義務教育課）
- ・特別支援教育コーディネーター研修会（義務教育課、高校教育課）
- ・個別的教育支援計画及び個別の指導計画の新様式例の周知（義務教育課）

(3) 生徒指導との連携に基づく児童生徒理解の推進

生徒指導上の諸問題を抱える児童生徒の中には、発達障がいを背景とするケースが存在していることから、発達障がいに起因する二次障がいと生徒指導上の諸問題との関連及び対処法について理解を図り、特別支援教育と生徒指導の連携による児童生徒理解の推進及び適切な対応に努めます。

【主な施策・事業】

- ・スクールカウンセラー等活用事業（義務教育課）

(4) 特別支援教育の視点を生かした通常の学級における指導の充実

通常の学級において、特別な教育的支援を必要とする児童生徒を含め全ての児童生徒が、学習活動に進んで参加し、学習内容を確実に理解することができる授業づくりを推進するなど、特別支援教育の視点を生かした通常の学級における指導の充実を図ります。

【主な施策・事業】

- ・小・中学校校長（副校長・教頭）特別支援教育研修（義務教育課）
- ・特別支援教育コーディネーター研修会（義務教育課、高校教育課）
- ・専門研修講座の開設（教育センター）
- ・特別支援学校のセンター的機能の周知と活用促進（義務教育課）
- ・通常の学級におけるユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくり（教育センター）
- ・インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の充実（教育センター）

V 一貫した継続性のある指導及び支援

1 現状と課題

一貫した継続性のある指導及び支援を行うためには、可能な限り早期から成人に至るまで、幼児児童生徒の成長記録や指導内容及び方法等に関する情報を、その取扱いに留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有し活用することが必要です。

こうした中、本県では県立特別支援学校において、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を基にした一貫した継続性のある支援を推進してきました。また、幼稚園等⁸・小・中・高等学校においても、必要な幼児児童生徒一人一人に対するこれらの計画の作成を奨励してきました。さらに、「ふくおか就学サポートノート⁹」を作成し、その中の「引き継ぎシート¹⁰」を活用して学校間の情報の共有化を図る取組を進めてきました。

しかし、配慮を要する全ての幼児児童生徒の計画が具体化され、次の学校や学年に確実に引き継がれているとは言えない状況です。進級や進学後の学校への早期の適応を図るためにも、学年間や学校間の連携を図り、個別の教育支援計画等の内容を確実に引き継ぐ必要があります。

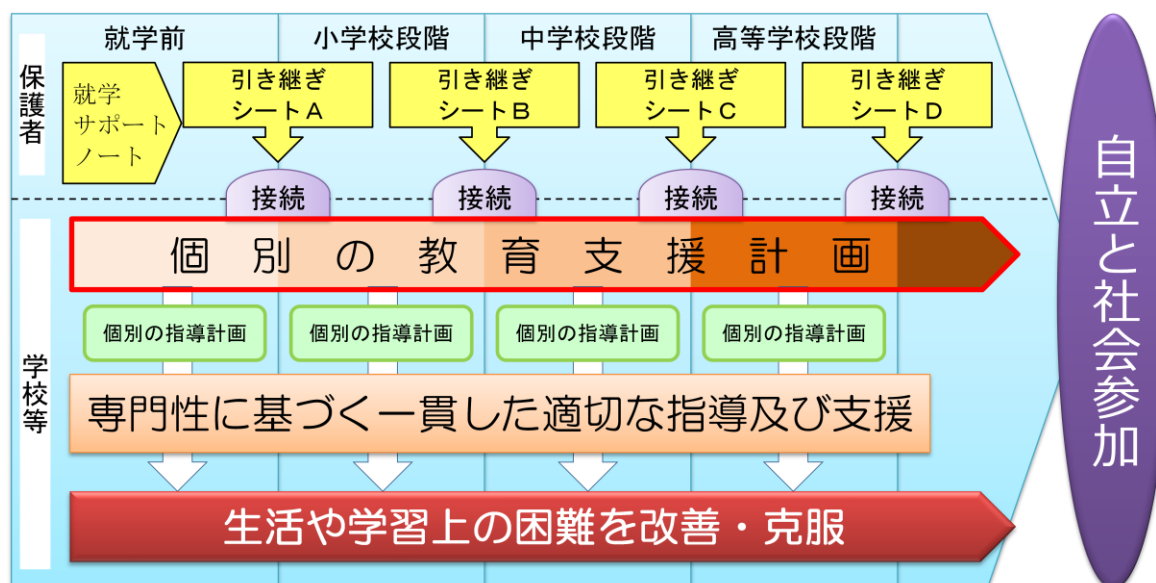
特に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律¹¹」の施行や「福岡県障がい者理由とする差別の解消の推進に関する条例」の制定により、障がいのある幼児児童生徒一人一人の障がいの状態や教育的ニーズに応じた「合理的配慮」を提供するとともに、進学・就労等の移行時においても適切に情報を引き継いでいくことが強く求められています。

■ 新・転入生においてふくおか就学サポートノート等による情報提供を受けた数

種 別 年 度	小学校 (保・幼→小)	中学校 (小→中)	高等学校 (中→高)	合 計
H24年度	554 件	599 件	19 件	1,172 件
H25年度	1,030 件	984 件	44 件	2,058 件
H26年度	924 件	1,242 件	40 件	2,206 件
H27年度	948 件	1,243 件	38 件	2,229 件

資料：福岡県教育委員会「特別支援教育体制整備調査」

■ 本県における継続性のある支援体制整備



2 施策の方向

(1) 学校間接続時の連携の充実

幼稚園等と小学校、小・中学校と高等学校、これらの各学校等と特別支援学校との間で幼児児童生徒の情報の引継ぎを適切に行うため、学校等間会議の場を設定するなど情報を共有化し確実に引き継ぐ仕組みづくりを行います。

また、大学や専門学校等の進学先との連携を深め、本人・保護者の了解を得た上で、「ふくおか就学サポートノート」等をより一層活用し、学校等間での情報の共有化を進めます。

【主な施策・事業】

- ・発達障がいの可能性のある児童生徒等の系統性ある支援研究事業（義務教育課、高校教育課）

(2) 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用

可能な限り早期から成人に至るまでの一貫した指導及び支援ができるように、幼児児童生徒の成長記録や指導内容に関する情報を、その取扱いに留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有し活用できるようにします。特に、個別のニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行うため、対象となる全ての幼児児童生徒の個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、RV・PDCA サイクルにより実施、評価及び見直しを進めます。

【主な施策・事業】

- ・発達障がい児等教育継続支援事業（義務教育課）

(3) 特別支援学校における一貫した継続性のある指導・支援

特別支援学校では、個別の教育支援計画を活用し、幼稚部・小学部・中学部・高等部で一貫性のある教育を推進し、卒業後も継続的な支援を行うようにします。

また、保健や福祉サービス、相談支援事業所、専門機関とのつながりを積極的に持つことで、就労や社会参加を見据えた教育目標の設定及び指導の具体化・焦点化を図ります。

【主な施策・事業】

- ・県立特別支援学校部主事等研修会（義務教育課）

(4) 障がいの状態や発達の段階に応じた合理的配慮の提供

教育委員会及び学校等は、障がいのある幼児児童生徒の能力を十分に引き出し高めるために、教育的ニーズや学校・地域の状況に応じて、本人及び保護者に、受けられる教育や支援等について十分な理解（合意形成）を得るよう努めます。

また、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さない範囲で合理的配慮や基礎となる環境整備を行うように努めます。

【主な施策・事業】

- ・教育支援体制整備補助金（義務教育課）
- ・差別の解消の推進に関するガイドラインの周知・活用促進（義務教育課）

第2節 就学前における支援の充実（柱2）

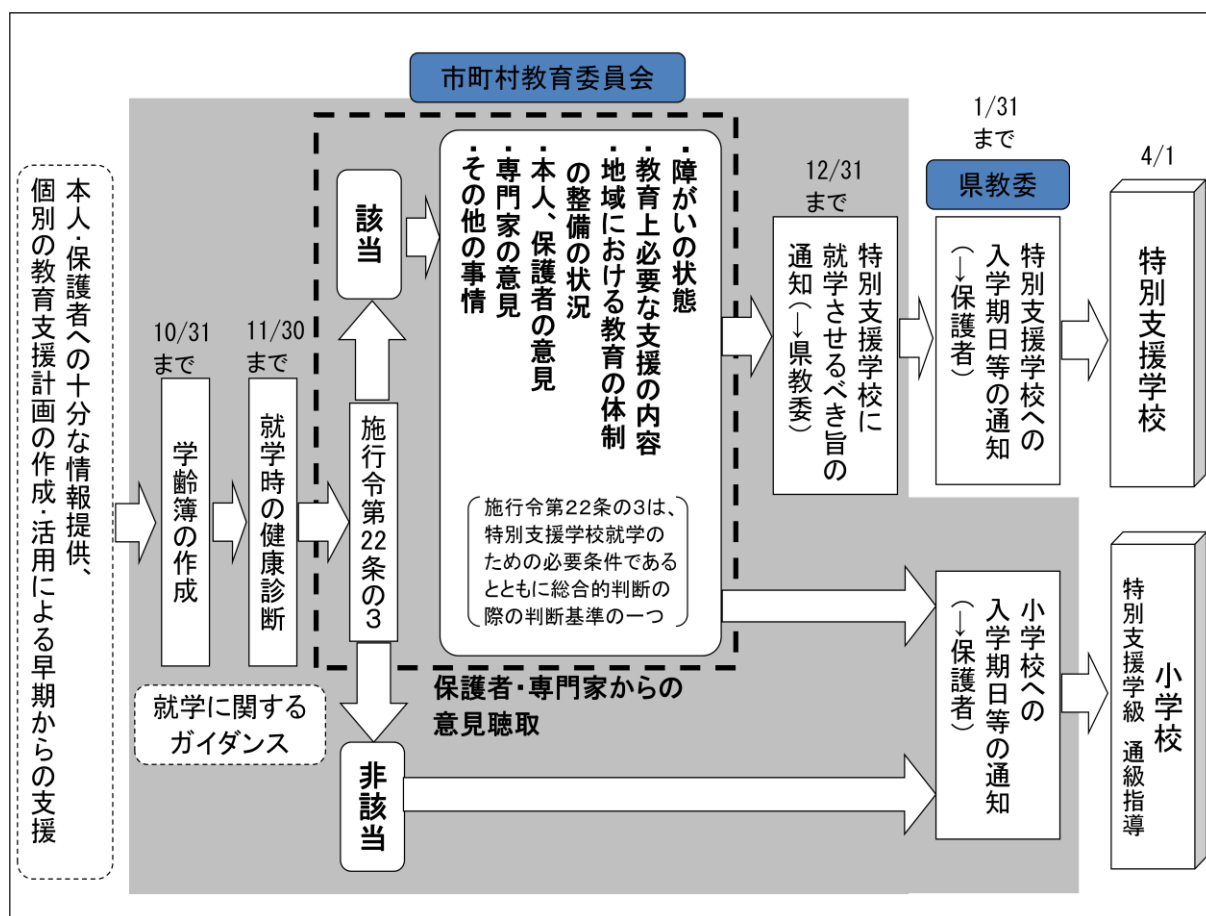
1 現状と課題

幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援を行うためには、乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を計画的かつ継続的に行うことが重要です。そのためには、本人・保護者に十分な情報を提供することや、幼稚園等において保護者を含め関係者が教育的ニーズと必要な支援について共通理解を深めていくことが大切です。そのことが、その後の円滑な支援や子供の成長につながります。また、保護者と市町村教育委員会や学校等とが、子供の教育的ニーズを適切に把握し、必要な支援について合意形成を図っていくことが重要になります。

こうした中、本県では、市町村の教育支援委員会¹²において就学先の検討等の審議対象となる幼児数が年々増加している現状を踏まえ、巡回相談の仕組みを作ったり、理解・啓発リーフレットを作成したり、市町村教育委員会就学事務担当者に向けた研修会を開催したりするなど、早期からの支援に関する理解・啓発の取組を行ってきました。

今後は、一人一人の困難さに応じた支援を充実させるために、幼稚園等の特別支援教育推進体制の充実を図る必要があります。また、適切な就学先決定に結び付けるために、市町村における教育支援委員会の充実を図ったり、保健・医療及び福祉部局と連携した早期からの相談・支援体制の整備を推進したりする必要があります。

■就学先決定の流れ



※施行令：学校教育法施行令

2 施策の方向

(1) 幼稚園等における特別支援教育推進体制の整備

幼児一人一人の教育的ニーズに応じた支援を充実するため、幼稚園等における特別支援教育推進体制の整備を進めます。特に、個別のニーズに応じた適切な指導及び支援の具体化を図るため、職員研修を実施するとともに、配慮を要する幼児一人一人に対する個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成を進めます。

【主な施策・事業】

- ・福岡県幼稚園新規採用教員研修（私学振興課、義務教育課）

(2) 市町村教育委員会における早期からの相談・支援体制の整備

市町村教育委員会が、域内の小学校や幼稚園等に関し、医療や福祉等の関係部局と十分に連携して、必要な教育相談・支援体制が構築できるよう、近隣の特別支援学校、県発達障がい者支援センター等を通して支援します。

【主な施策・事業】

- ・心と体の発達教育相談（障がい児巡回教育相談）（義務教育課）
- ・教育支援体制整備補助金（義務教育課）
- ・特別支援学校のセンター的機能充実に係る指定研究（義務教育課、教職員課）
- ・発達障がい者地域支援マネージャー派遣事業（障がい福祉課）
- ・発達障がい児等教育継続支援事業（義務教育課）

(3) 就学先決定に向けた市町村教育委員会の機能の充実

保護者に対して、適切な情報提供や早期からの教育相談及び支援を行うため、市町村就学事務担当者や教育支援委員会委員を対象とした研修会を実施し、市町村教育支援委員会の機能充実に支援します。

また、県立特別支援学校への転入学希望者については、県教育委員会と市町村教育委員会との情報共有を深め、適切な就学先決定に結び付けるようにします。

【主な施策・事業】

- ・就学相談・支援担当者研究協議会（義務教育課）
- ・市町村等教育支援委員会及び就学相談・支援に関する調査（義務教育課）

(4) 保健・医療及び福祉との連携の充実

乳幼児健診に基づく就学前の療育・相談を実施する保健・医療部局との連携、また健診結果に基づく身体障害者手帳又は療育手帳の発行や福祉サービスの紹介・提供を行う福祉部局との連携に努めます。

また、それらの情報に基づく幼稚園等と小学校との連携を図るため、教育委員会と知事部局とが連携した幼児の発達支援や子育て支援の施策を実施します。併せて、それらの情報の集約を図り、効果的な発信・共有に努めます。

【主な施策・事業】

- ・乳幼児発達診査事業（健康増進課）
- ・発達障がい者地域支援マネージャー派遣事業（障がい福祉課）
- ・各種施策・資料等の公開及びリンクによる効果的な情報発信・共有（関係各課）

第3節 卒業後の自立と社会参加を目指した支援の充実（柱3）

1 現状と課題

障がいのある幼児児童生徒が将来的に自立し社会参加するためには、卒業後の生活を見据え、社会的・職業的自立や豊かな生活の実現に必要な力を個々の発達の段階や生活年齢に応じて身に付けていくキャリア教育¹³・職業教育が必要です。

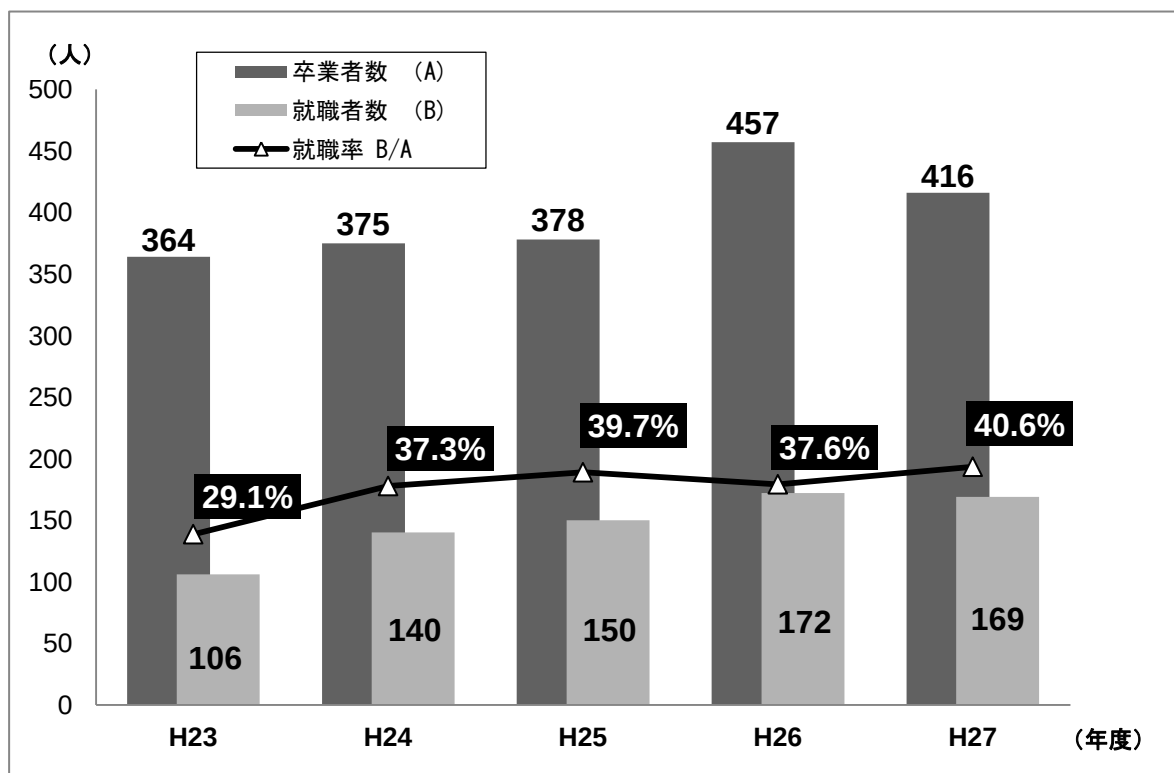
特別支援学校では作業学習や総合的な学習の時間等において、勤労観、職業観を育成する取組を実施するとともに、産業現場等における実習により、職業能力の育成や就労機会の確保に努めています。また、重度の障がいのある生徒については、必要な支援を受けながら社会の中で自分の役割を果たし、自分らしい生き方を実現させる必要があります。

しかし、現状では、特別支援学校高等部卒業者のうち企業等への就職を希望する者が少なく、就職率は約4割程度に留まっており、キャリア教育を踏まえた進路指導の見直しが喫緊の課題になっています。また、中学校や高等学校においても、特別な支援を必要とする生徒を受け入れる企業等の不足や就職後の早期離職等が課題となっています。

今後は、特別支援学校や中学校及び高等学校の障がいのある卒業生の社会的・職業的自立に向けて、産業現場等における実習や研修会の実施を推進するとともに、実習先や進路先を開拓するために関係機関との連携を図ることが重要です。

また、在学中に身に付けた力を卒業後の生活に生かすとともに、将来の社会参加の促進や余暇活動の充実につながるような取組が求められています。

■ 県立特別支援学校高等部卒業生の就職状況の推移



資料：福岡県教育委員会「卒業生進路先状況調査」

2 施策の方向

(1) 職業教育の推進

障がいのある生徒が希望を持って自立的に自己の未来を切り拓いていくために、専門教科や作業学習等を通じた実践的な教育の充実を図ります。

また、一人一人の社会的・職業的自立に向けて基盤となる能力や態度の向上を図り、生徒の就職に向けた意欲を喚起します。

【主な施策・事業】

- ・特別支援学校現場実習強化事業、地域や企業等と連携した職場体験活動（義務教育課）
- ・特別支援学校高等部専攻科における教育内容の見直し（義務教育課）**新規**

(2) 関係機関等との連携の強化

学校と企業関係者、労働・福祉等の関係機関との連携を図り、産業現場等における実習や研修会の実施、実習先・進路先の開拓等を進めます。また、企業や各種協会等と連携した技能・資格認定等の実施を目指します。

【主な施策・事業】

- ・特別支援学校技能発表会、知的障がい者職場体験実習（義務教育課、新規雇用開発課）
- ・高校生キャリア教育推進事業（高校教育課、義務教育課）
- ・県立特別支援学校就職学習会等（義務教育課）

(3) キャリア教育の充実

障がいのある幼児児童生徒の社会的・職業的自立に向け、基盤となる能力や態度を育てることを通してキャリア教育の充実を図ります。重度の障がいのある幼児児童生徒に対しては、必要な支援を受けつつ人や社会とかかわりを持ち、その人らしく生きていくことができるよう、将来の生活を見通した長期的な視点をもって適切な指導及び必要な支援を行います。

また、特別支援学校の寄宿舎については、入舎生の生活基盤を整え、自立し社会参加する力を養う機能を有しているため、寄宿舎指導員の研修の充実等を図り、その教育効果を高めます。

【主な施策・事業】

- ・特別支援学校教育課程実践交流会（義務教育課）
- ・新規採用寄宿舎指導員研修（義務教育課）**新規**

(4) 学校卒業後に向けた引継ぎ及び移行支援の充実

進路先や関係機関等との情報共有により、生徒が必要とする支援の内容を確実に引き継ぐとともに、在学中に身に付けた力を卒業後の生活に円滑に生かすため、「ふくおか就学サポートノート」の「引き継ぎシート」の活用を推進します。

【主な施策・事業】

- ・特別支援学校就業促進地域ネットワーク会議（義務教育課）
- ・県立高等学校特別支援教育就職支援ネットワーク協議会（高校教育課）

(5) 社会体験活動、障がい者スポーツの推進

将来の社会参加の促進や余暇活動の充実を図るため、障がいのある子供のための社会体験活動や集団活動、障がい者スポーツの推進を図ります。

【主な施策・事業】

- ・社会教育施設等を活用した障がいのある子供のための体験活動事業（社会教育課）
- ・特別支援学校等を活用した障がい児・者スポーツ活動実践事業（スポーツ振興課）

第4節 安全・安心かつ効果的に学べる教育環境の整備（柱4）

1 現状と課題

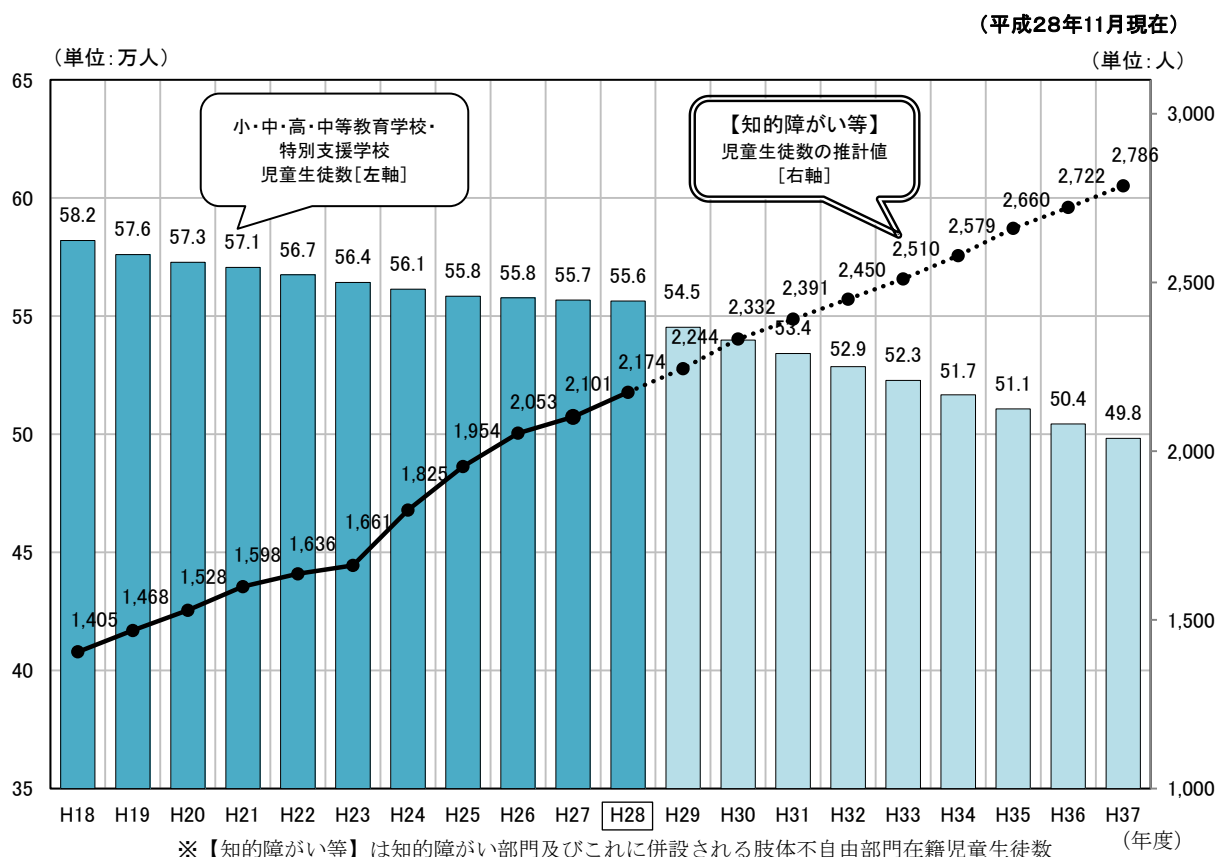
現在、「障害者の権利に関する条約」の趣旨を踏まえ、共生社会の実現に向けてインクルーシブ教育システムの構築が進められており、また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行により、学校における基礎的環境整備と合理的配慮の提供が求められています。

障がいのある幼児児童生徒が、その実態に応じて能力と可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加する力を身に付けるためには、学校が社会の変化や障がいの重度・重複化、多様化などに対応し、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育の場や必要な支援を充実させていくことが重要です。

こうした中、本県では、平成19年度に策定した「県立特別支援学校の整備に関する計画」により、平成27年度までに複数の障がいに対応する特別支援学校の整備、高等部の新設、肢体不自由教育の場の拡充等の質的整備を行ってきました。この間、特別支援学校の在籍児童生徒数は増加の一途をたどり、今後もこの傾向が続くことが予想されます。特に知的障がいを対象とする特別支援学校では、児童生徒数・学級数の増加に伴う普通教室数の不足が深刻な課題となっており、更なる特別支援学校の整備や学級編制基準の見直し等、適切な受入体制を整備することが喫緊の課題となっています。

また、今後も特別支援学校幼児児童生徒の障がいが重度・重複化、多様化することや、地域の小・中学校においても特別支援教育の対象となる児童生徒数の増加が予想されることから、医療・保健・福祉等に関する外部機関との連携や教育環境の整備を図る必要があります。

■ 県立特別支援学校(知的障がい教育部門等)に在籍する児童生徒数等の将来推計



2 施策の方向

(1) 在籍者数の増加に対応した特別支援学校の整備

知的障がい教育部門を中心とした特別支援学校の在籍者数・学級数の増加に対応し、適切な施設・設備の整備を図ることによって必要な普通教室数の確保を図ります。

また、将来推計に基づき、その増加が著しい地域においては、学校新設や校舎増築を行うことにより、対象となる児童生徒の確実な受入体制の整備に努めます。

【主な取組・事業】

- ・ 県立特別支援学校の新設及び増築（義務教育課、施設課） **新規**

(2) 学級編制基準の見直し

特別支援学校における教室数不足の解消を図る中で、段階的に高等部の学級編制基準の見直しを進め、高等部における指導体制の充実を図ります。

【主な取組・事業】

- ・ 特別支援学校高等部学級編制基準の見直し（教職員課、義務教育課） **新規**

(3) 医療・保健・福祉等に関する外部機関との連携

障がいのある幼児児童生徒へのより効果的な教育と、保護者と子供が安心して学べる安全な環境整備を目指し、医療、保健、福祉等に関する外部機関との連携を推進します。

【主な取組・事業】

- ・ 特別支援学校専門スタッフ強化事業（義務教育課） **新規**
- ・ 障がい児等療育支援事業（障がい福祉課）
- ・ 特別支援学校医療的ケア体制整備事業（義務教育課）
- ・ 放課後等デイサービス事業者の指定（障がい福祉課）

(4) 多様なニーズに応じた効果的な教育環境の整備

一人一人の障がいの状態や特性及び社会の変化を踏まえた効果的な指導を行うため、大学や企業等との連携、ICTや音声教材等を活用した学習や主体的・対話的で深い学びの導入など、教育環境の充実を図ります。

また、小・中学校において、障がいのある児童生徒への日常生活上の介助や安全確保、学習活動の支援等を行う特別支援教育支援員の配置と効果的な活用を促します。

さらに、病気療養児を取り巻く環境に対応した指導の改善・充実を図ります。

【主な取組・事業】

- ・ 電子黒板活用実証研究事業（企画調整課）
- ・ 教育の情報化推進主任研修会（企画調整課）
- ・ 動物介在療法による重複障がい児等の社会生活適応力養成事業（障がい福祉課）
- ・ 実践的安全教育総合支援事業、福岡県体力向上総合推進事業（体育スポーツ健康課）
- ・ 難病等による入院児童生徒に対する学習支援（高校教育課、義務教育課）

第5節 専門性の向上と支援体制の整備・充実（柱5）

1 現状と課題

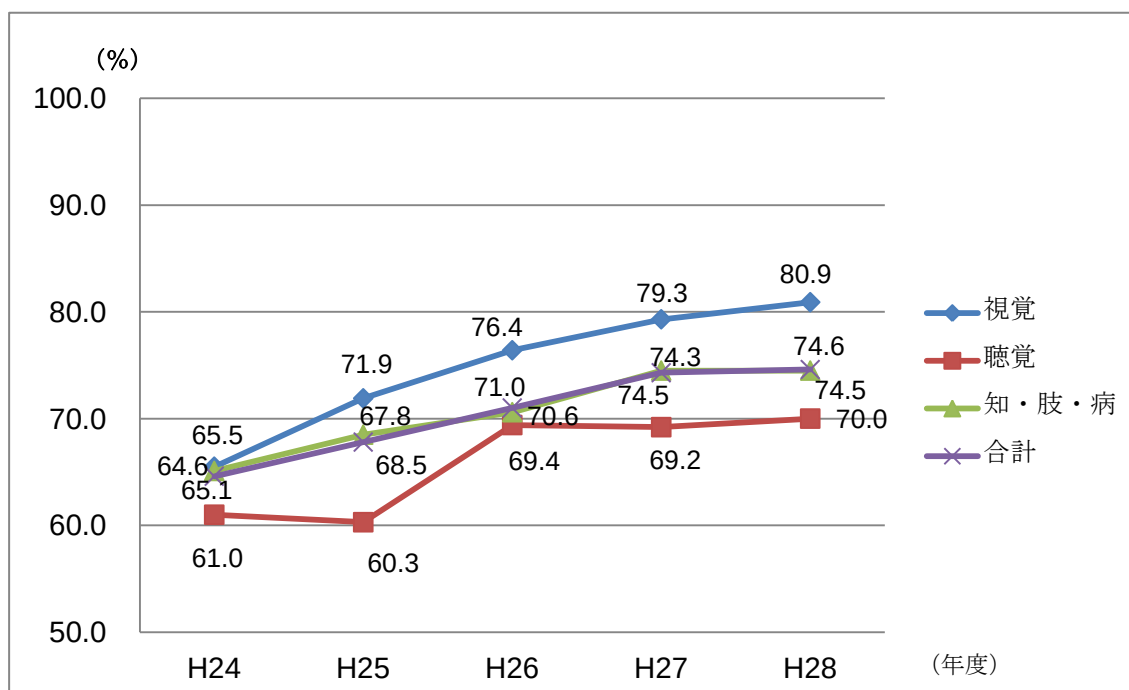
国においては、「障害者の権利に関する条約」の批准、「障害者基本法」の改正、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行など、障がい者支援に係る様々な取組が推進されています。それらの趣旨を踏まえ、本県でも、各種研修において特別支援教育の推進に係る内容を取り入れるなど教員の専門性向上への取組や、特別支援教育体制整備の推進をはじめとして、地域における一貫した継続性のある支援体制の整備を進めてきました。

こうした中、本県特別支援学校における当該障がい種の特別支援学校教諭免許状（政令市を除く。）保有率は約75%にとどまっており、保有率向上が課題となっています。加えて、近年の教員の大量退職及び大量採用への対応として、各障がい種に関する教育の専門性の維持・継承及び核となる人材の育成を図る必要があります。

また、幼児児童生徒の障がいの重度・重複化、多様化への対応や地域における特別支援教育の更なる推進に向け、特別支援学校が中核的な役割を担い、地域の小・中学校等を積極的に支援していく必要があります。

■ 本県特別支援学校 当該障がい種の特別支援学校教諭免許状保有率の推移（％）

障がい種別	年度	H24	H25	H26	H27	H28
視覚		65.5	71.9	76.4	79.3	80.9
聴覚		61.0	60.3	69.4	69.2	70.0
知的・肢体・病弱		65.1	68.5	70.6	74.5	74.5
合計		64.6	67.8	71.0	74.3	74.6



※ 数値は、政令市を除いた主幹教諭、指導教諭及び教諭のみ
資料：特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有状況等調査

2 施策の方向

(1) 特別支援学校教諭免許状の保有率向上

特別支援学校教諭については、平成32年度を目途に免許状保有率95%を目指し、年度ごとの目標値の設定、研修等における免許取得の奨励及びその取組状況の点検・評価等を行います。

また、教員採用試験における特別支援学校教員区分による新規採用を継続するとともに、小・中学校等において特別支援教育に携わる教員の免許状取得を奨励します。具体的には、現在、教育センターで行っている福岡県教育委員会免許法認定講習「中核教員養成講座（特別支援学校教諭免許状取得コース）」の改善に努めるとともに、国立特別支援教育総合研究所免許法認定通信教育や大学等で行われている通信教育による免許状取得を奨励します。

【主な施策・事業】

- ・ 福岡県教育委員会免許法認定講習（教職員課、義務教育課、教育センター）
- ・ 国立特別支援教育総合研究所免許法認定通信教育への推薦（教職員課、義務教育課）
- ・ 各学校における免許保有率向上の計画的取組推進（義務教育課）**新規**

(2) 核となる人材の育成及び専門性の維持向上

教育センターへの長期派遣研修、福岡教師塾、特別支援教育コーディネーター研修等の校外研修や、国立特別支援教育総合研究所への派遣研修等の研修制度を活用し、今後の特別支援教育を牽引する人材の育成を推進します。

また、各学校においてOJT¹⁴や校内研修等による計画的な人材育成を図るとともに、教育センターにおける専門研修講座の受講を奨励するなどして、教員としての資質向上や特別支援教育の専門性の維持・向上を図ります。

【主な施策・事業】

- ・ 国立大学大学院派遣研修、国立特別支援教育総合研究所派遣研修（義務教育課）
- ・ 福岡県教育センター長期派遣研修（義務教育課、教育センター）
- ・ 特別支援教育コーディネーター研修会（義務教育課、高校教育課）
- ・ 福岡教師塾、専門研修講座の開設（教育センター）

(3) 組織としての専門性の強化及び外部専門家の活用

文部科学省の委託事業や補助事業を活用し、特別支援教育体制整備を推進するとともに、地域の身近な相談機関としての各特別支援学校の機能や、県立特別支援学校ネットワークによる各障がい種に対応した総合的な支援機能について県内に広く周知し、特別支援学校のセンター的機能の有効活用を促します。

また、特別支援学校における専門性の向上及びセンター的機能の更なる充実を図るため、各学校において、医療、保健、福祉等に関する外部専門家（理学療法士、作業療法士等）の活用を図るとともに、スクールカウンセラーを全校配置します。

【主な施策・事業】

- ・ 県立特別支援学校間ネットワークの充実・活用（義務教育課）
- ・ 特別支援学校専門スタッフ強化事業（義務教育課）**新規**
- ・ 発達障がいの可能性のある児童生徒等の系統性ある支援研究事業（義務教育課、高校教育課）

用語解説

番号	ページ	用 語	解 説
1	P2	インクルーシブ教育システム	人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするとの目的の下、障がいのある者となない者が共に学ぶ仕組み。
2	P4	鍛ほめ福岡メソッド	子供が自律的に成長する原動力となる人格的資質を育成するため、「鍛えてほめる」ことを指導原則とし、教育にかかわる全ての指導者等が共有する指導方法。
3	P5	合理的配慮	障がい者の意思の表明に基づき、社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組。ただし、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないものと定義されている。
4	P5	特別支援教育のセンター的機能	特別支援学校がその専門性や施設設備を生かして、小・中学校等の要請により、障がいのある子供や担当教員等に対して必要な助言・援助を行ったり、地域の実態や家庭の要請等により保護者等に対して教育相談を行ったりする機能。
5	P9	RV・PDCAサイクル	RV・PDCAはResearch（調査）・Vision（構想）・Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Action（改善）の頭文字を取ったもので、目的達成のためにスパイラル状に回る仕組みのこと
6	P9	カリキュラム・マネジメント	学校又は教師が学校教育目標に基づき、児童生徒や地域等の実態を踏まえて開発したカリキュラムについて、計画的・組織的に推進していくための条件づくり・整備を行い、経営的な活動を展開していくこと
7	P12	通級による指導	小・中学校の通常の学級に在籍する言語障がい、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）などのある児童生徒を対象として、主として各教科などの指導を通常の学級で行いながら、障がいに基づく学習上又は生活上の困難の改善・克服に必要な特別の指導を特別の場で行う教育形態である。
8	P16	幼稚園等	公立・私立幼稚園、保育所及び認定こども園。
9	P16	ふくおか就学サポートノート	前在籍校における幼児児童生徒の情報（指導・支援の情報を含む）を保護者と学校とで協力してまとめたもの。内包する「引き継ぎシート」により進学先等へ引き継ぐようにする。
10	P16	引き継ぎシート	「ふくおか就学サポートノート」に内包されているシート。保護者が、情報を知ってほしい相手（就学・進学先・就労先等）に対して、必要な情報を整理して提供できるようにしたツール。
11	P16	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	障害者基本法の差別の禁止の基本原則を具体化するものであり、行政機関等及び事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置を定めることにより、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がい者差別の解消を推進することを目的として平成25年に策定、平成28年に施行された法律。

番号	ページ	用 語	解 説
12	P18	教育支援委員会	市町村における就学先の検討にあたっては、教育学、医学、心理学等の専門家の意見を聴取することが必要であり、それぞれの専門家が参加して総合的に検討を行う組織のこと。 なお、就学先を決定するのはあくまでも市町村教育委員会であり、専門家からの意見聴取は、その判断に資するよう実施するものである。
13	P20	キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。
14	P25	OJT	OJTとはOn the Job Trainingの略で、日々の仕事を通じて、上司や先輩が部下や後輩に対して、あるいは、教員同士が共同して、職務上必要な能力（知識・技術（技能）・態度）を育成していく過程を言う。

施策・事業

福岡県特別支援教育推進プラン施策体系



【柱】	【施策の方向】	【主な施策・事業】	【担当】
柱2 就学前における支援の充実	1 幼稚園等における特別支援教育推進体制の整備 2 市町村教育委員会における早期からの相談・支援体制の整備 3 就学先決定に向けた市町村教育委員会の機能の充実 4 保健・医療及び福祉との連携の充実	福岡県幼稚園新規採用教員研修 心と体の発達教育相談(障がい児巡回教育相談) 教育支援体制整備補助金(再掲) 特別支援学校のセンター的機能充実に係る指定研究(再掲) 発達障がい者地域支援マネージャー派遣事業 発達障がい児等教育継続支援事業(再掲) 就学相談・支援担当者研究協議会 市町村等教育支援委員会及び就学相談・支援に関する調査 乳幼児発達診査事業 発達障がい者地域支援マネージャー派遣事業(再掲) 各種施策・資料等の公開及びリンクによる効果的な情報発信・共有	(私学振興課、義務教育課) (義務教育課) (義務教育課) (義務教育課、教職員課) (障がい福祉課) (義務教育課) (義務教育課) (義務教育課) (健康増進課) (障がい福祉課) (関係各課)
柱3 卒業後の自立と社会参加を目指した支援の充実	1 職業教育の推進 2 関係機関等との連携の強化 3 キャリア教育の充実 4 学校卒業後に向けた引継ぎ及び移行支援の充実 5 社会体験活動、障がい者スポーツの推進	特別支援学校現場実習強化事業、地域や企業等と連携した職場体験活動 特別支援学校高等部専攻科における教育内容の見直し 【新】 特別支援学校技能発表会、知的障がい者県職場体験実習 高校生キャリア教育推進事業 県立特別支援学校就職学習会等 特別支援学校教育課程実践交流会(再掲) 新規採用寄宿舎指導員研修 【新】 特別支援学校就業促進地域ネットワーク会議 県立高等学校特別支援教育就職支援ネットワーク協議会 社会教育施設等を活用した障がいのある子供のための体験活動事業 特別支援学校等を活用した障がい児・者スポーツ活動実践事業	(義務教育課) (義務教育課) (義務教育課、新雇用開発課) (高校教育課、義務教育課) (義務教育課) (義務教育課) (義務教育課) (義務教育課) (高校教育課) (社会教育課) (スポーツ振興課)
柱4 安全・安心かつ効果的に学べる教育環境の整備	1 在籍者数の増加に対応した特別支援学校の整備 2 学級編制基準の見直し 3 医療・保健・福祉等に関する外部機関との連携 4 多様なニーズに応じた効果的な教育環境の整備	県立特別支援学校の新設及び増築 【新】 特別支援学校高等部学級編制基準の見直し 【新】 特別支援学校専門スタッフ強化事業 【新】 障がい児等療育支援事業 特別支援学校医療的ケア体制整備事業(再掲) 放課後等デイサービス事業者の指定 電子黒板活用実証研究事業 教育の情報化推進主任研修会 動物介在療法による重複障がい児等の社会生活適応力養成事業 実践的安全教育総合支援事業、福岡県体力向上総合推進事業 難病等による入院児童生徒に対する学習支援	(義務教育課、施設課) (教職員課、義務教育課) (義務教育課) (障がい福祉課) (義務教育課) (障がい福祉課) (企画調整課) (企画調整課) (障がい福祉課) (体育スポーツ健康課) (高校教育課、義務教育課)
柱5 専門性の向上と支援体制の整備・充実	1 特別支援学校教諭免許状の保有率向上 2 核となる人材の育成及び専門性の維持向上 3 組織としての専門性の強化及び外部専門家の活用	福岡県教育委員会免許法認定講習 国立特別支援教育総合研究所免許法認定通信教育への推薦 各学校における免許保有率向上の計画的取組推進 【新】 国立大学大学院派遣研修、国立特別支援教育総合研究所派遣研修 福岡県教育センター長期派遣研修 特別支援教育コーディネーター研修会(再掲) 福岡教師塾、専門研修講座の開設(再掲) 県立特別支援学校間ネットワークの充実・活用(再掲) 特別支援学校専門スタッフ強化事業(再掲) 【新】 発達障がいの可能性のある児童生徒等の系統性ある支援研究事業(再掲)	(教職員課、義務教育課、教育センター) (教職員課、義務教育課) (義務教育課) (義務教育課) (義務教育課、教育センター) (義務教育課、高校教育課) (教育センター) (義務教育課) (義務教育課) (義務教育課、高校教育課)